

武豊町建設工事等予定価格事前公表実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、武豊町が発注する建設工事及び設計・測量・建設コンサルタントに係る契約手続の透明性の確保及び公正な競争の促進を図るため、予定価格の入札執行前の公表（以下「事前公表」という。）を実施するにあたって、必要な事項を定めるものとする。

(事前公表の対象)

第2条 事前公表を実施する対象は、次のとおりとする。

- (1) 設計金額 200 万円を超える競争入札に付する建設工事
- (2) 設計金額 100 万円を超える指名競争入札に付する設計・測量・建設コンサルタント等業務の委託

(事前公表する予定価格)

第3条 事前公表する予定価格は、武豊町財務規則（昭和 61 年規則第 11 号。以下「財務規則」という。）第 168 条に規定する予定価格のうち、消費税及び地方消費税相当額を除いた金額とする。

(事前公表の方法)

事前公表の方法は、一般競争入札にあっては財務規則第 162 条及び第 163 条の規定による公告文への記載により、指名競争入札にあっては、指名競争入札通知書への記載によるものとする。

(指示事項等)

第4条 事前公表の対象となる建設工事及び設計・測量・建設コンサルタントに係る入札に関し、財務規則 164 条第 8 号及び武豊町建設工事等関係入札者心得書（以下「入札者心得書」という。）第 14 条第 11 号の規定のあらかじめ指示した事項は次のとおりとする。

入札価格は、予定価格の制限の範囲内の価格とし、かつ地方自治法施行令第 167 条の 10 第 2 項の規定に基づき最低制限価格を設けた場合にあっては、最低制限価格以上の価格とすること。

- (1) 入札参加者は、入札書提出の際に、入札書に記載される入札価格に対応した工事費内訳書を提出するものとする。ただし、提出することを要しない場合は、別に指示するものとする。
 - (2) 工事費内訳書により積算された金額は入札書に記載する金額と同額とすること。
 - (3) 予定価格を上回る金額を工事費内訳書に記載して提出しないこと。
 - (4) 前 4 号に定めるもののほか、契約担当課長が必要と認める事項。
- 2 前項各号に掲げる事項に違反した入札は、無効とし、違反したものにあっては、武豊町建設工事等入札審査会の協議に付すものとする。
- 3 積算の結果、予定価格を下回らない場合は、入札前に辞退を求めるものとする。なお、入札辞退した者は、これを理由として、以後不利益な取扱いを受けるものではないものとする。

(契約規則等の特例)

第5条 財務規則第168条の規定にかかわらず、事前公表をする場合にあっては、予定価格を記載した書面を封入することを要しないものとする。

2 入札者心得書第16条第1項の規定にかかわらず、入札回数は1回とし、再度入札を行わないものとする。

(雑則)

第7条 この要領に定めるもののほか、公表に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成15年4月1日から施行し、同日以後に公告又は指名通知する競争入札について適用する。

(武豊町建設工事予定価格事前公表試行要領の廃止)

2 武豊町建設工事予定価格事前公表試行要領(平成14年4月1日)は廃止する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成15年9月1日から施行し、同日以後に公告又は指名通知する競争入札について適用する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成16年4月1日から施行し、同日以後に公告又は指名通知する競争入札について適用する。

(武豊町建設工事予定価格の事後公表に関する事務取扱要領の廃止)

2 武豊町建設工事予定価格の事後公表に関する事務取扱要領(平成14年4月1日)は廃止する。

附 則

1 この要領は、平成21年4月1日から施行する。

2 武豊町建設工事予定価格事前公表実施要領は、廃止する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。